

宮古島市次期防災情報システム構築事業
公募要領

令和2年1月
宮古島市

1. 事業概要

- (1) 事業名 宮古島市次期防災情報システム構築事業
- (2) 事業の目的と内容
別紙「宮古島市次期防災情報システム構築事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間
契約締結日から令和3年2月26日まで。新年度での運用が開始できること。
- (4) 提案上限額
605,000,000円（消費税込）
※消費税込みの価格とし、提案内容にかかわらず、この上限額を超える提案は受け付けない。また、この金額は契約額等を示すものではない。
※提案上限額（事業費）に運用保守は含めない。
- (5) 契約について
プロポーザルが終了し、結果を通知した後、仮契約を締結し議会の承認を得て本契約とする。

2. 参加資格要件

事業の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げる全ての要件を満たすものを対象とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 宮古島市工事請負契約に係る指名停止等の措置及び指名停止審査会に関する要領（平成21年9月1日告示第69号）の規定による指名停止等の措置を受けていない者であること（共同提案の場合は、幹事及び構成員とも対象とする）。
- (3) 消費税及び地方消費税並びに本市と直接取引する本店、支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。
- (4) 公告の日から過去3箇年以内に宮古島市から契約解除されていないこと（共同提案の場合は幹事及び構成員とも対象とする）。
- (5) 宮古島市暴力団排除条例 第2条第1項第1号及び第2号に該当しないものであること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立がなされている者でないこと（共同提案については、幹事及び構成員とも対象とする）。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者でないこと（共同提案については、幹事及び構成員とも対象とする）。
- (8) 過去に同種工事の実績を有していること（共同提案については、幹事及び構成員のどちらか）。
- (9) 沖縄県内に本社、支社又は営業所若しくは事務所を有する法人であり本市に十分な保守要員を常駐させることができること（共同提案については、幹事及び構成員のどちらか）。
- (10) 令和元年度宮古島市役所入札参加資格者名簿に登載され、電気工事又は電気通信工事において特定建設業の許可を有している者であること（共同提案については、幹事及び構成員のどちらか）。
- (11) 建設業法第26条の監理技術者（電気工事または電気通信工事）の資格を有する選任者を配置すること。なお、当該配置する技術者は、本参加資格参加確認申請のあった日において3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること（共同提案については、幹事及び構成員のどちらか）。

3. 提案参加申込手続き

(1) 提出書類

企画提案に参加する事業者は、次の①から⑪（順に綴込）を提出すること。共同提案者については①、④、⑤、⑦、⑩、⑫は幹事で提出。②、③、⑥、⑧、⑨、⑪は幹事及び構成員すべてについて提出すること。

- ① プロポーザル参加申込書（様式1）
- ② 提案者概要説明書（様式2）
- ③ 業務経歴書（様式3）
- ④ 本業務に係る実施体制（様式4）
- ⑤ 誓約書（様式5）
- ⑥ 定款の写し（任意様式）
- ⑦ 技術職員の雇用状況に関する資料（任意様式）
 - ・雇用する技術職員の一覧及び資格者証の写し
 - ・3箇月以上雇用している事が証明できるものの写し
- ⑧ 過去に受注した同種工事に関する契約書の写し又は当該実績を証明できるもの（任意様式）
- ⑨ 特定建設業許可書の写し（任意様式）
- ⑩ システムを導入するまでの行程表（任意様式）
- ⑪ 完納証明書
- ⑫ コンソーシアム協定書（様式8）※共同提案者のみ

(2) 提出期限

令和2年1月14日（火） 17:00まで（必着）

(3) 提出部数

10部（正本1部、副本9部）

(4) 提出先

事務局に提出すること。

(5) 提出方法

持参又は郵送によるものとし、持参の場合は土、日、祝日を除く9:00～17:00までに提出すること。郵送の場合は提出期限日の17:00までに必着のこと。

また、不慮の事故等による紛失又は遅延等については一切考慮せず、不参加とみなす。

(6) 回答

参加提案申込書を提出した業者に対し電子メールにて回答を行う。

4. 企画提案書

(1) 企画提案書の作成及び提出要領

以下の（ア）～（ウ）を順番に綴り提出すること。

提出書類	様式、作成上の注意点等
(ア) 提案書表紙	A 4 判で作成すること。
(イ) 企画提案書 ※ 3 5 ページ以内	A 4 判 3 5 ページ以内で下記の項目に沿って作成すること。様式は自由。 やむを得ず A 3 判を利用する場合は、横折込みとすること。ただし、A 3 判 1 ページにつき A 4 判 2 ページと換算すること。 1. 全体概要 2. 既存システム・ネットワーク・設備調査 3. システム設計 4. 情報収集系システム整備 5. 意思決定支援系システム整備 6. 情報伝達系システム整備 7. 防災情報ネットワークシステム整備 8. 災害復旧・復興支援システム整備 9. 業務運営体制 10. 運用保守
(ウ) 見積書	本業務の事業費及び運用保守に係る費用を見積もること。A 4 判であれば 自社様式で可。ただし、以下の点に留意すること。 ・ 事業費については提案上限額を超えてはならない。 ・ 項目ごとの内訳及び単価、工数等を記載する。 ・ 運用保守費については事業費とは別に提出すること。 ・ システム導入後の通信費、電気料についても概算で別途提出すること。 ・ 中間更新がある場合はその費用も提出すること。 ・ 値引き等の記載は行わない。 ・ 見積額が契約額とはならない。

(2) 企画提案書の作成に係る留意事項

企画提案書の作成にあたっては、以下の点に留意し作成すること。

- ① 提案内容は、別紙「仕様書」に定めた内容を踏まえ提案すること。
- ② 記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しないものに対する配慮をすること。
- ③ 専門用語、略語に関しては、初出の箇所にて定義または説明を記述すること。
- ④ ページ番号を記載すること。
- ⑤ フォントの種類については制限しないが、サイズは 10 ポイント以上で作成すること。

(3) 提出期限

令和 2 年 1 月 2 4 日 (金) 1 2 : 0 0 時 まで (必着)

(4) 提出部数

1 0 部

(5) 提出先
事務局に提出すること。

(6) 提出方法
持参又は郵送によるものとし、持参の場合は土、日、祝日を除く9：00～17：00（提出期限日のみ12：00）までに提出すること。郵送の場合は提出期限日の12：00までに必着のこと。

また、不慮の事故等による紛失または遅延等については一切考慮せず、不参加とみなします。

5. 質問及び回答

提案に関する質問は、「質疑事項」（様式7）により、事務局担当者へ電子メールにて、下記の点に留意し提出すること。

- (1) 電子メール以外での質疑は受け付けない。
- (2) 質疑の提出締切は**令和2年1月14日（火）17：00まで（必着）**とする。
- (3) 質疑に対する回答は、参加提案申込書を提出した業者に対し電子メールにて回答を行う。

6. 受託者評価選定方法

(1) 基本的な考え方

本業務の受託者の審査選定にあたっては、宮古島市次期防災情報システム構築事業委託事業者選定委員会設置要綱（以下、「選定委員会」という。）に基づき選定委員会を設置し、選定委員会において、提案内容を公正かつ厳正に審査し、最も優れた提案を行ったものを受注候補者として選定する。また次点受注候補者も併せて選定する。

(2) 審査方法

A) 事務局による確認及び仮審査

参加資格要件、提出書類等の基本的事項を確認し、選定委員会より付託された事項を評価審査基準に基づき仮審査する。（参加資格要件の確認結果については提案書提出期限までに文書または電子メールにて通知する。）

B) 選定委員会による審査

応募書類、提案書及びプレゼンテーションの内容について、評価審査基準に基づき、評価項目毎に企画提案の内容を審査、総合評価する。各選定委員の評価点の合計を選定委員評価とする。ただし、応募者が6者以上の場合は提案書類等による1次審査を実施し、通過者のみプレゼンテーションにより評価する。なお、審査結果についての質問は受け付けない。

【評価審査項目】

(ア) 会社概要

(イ) 企画提案書

- ① 全体概要
- ② 調査業務
- ③ 設計業務
- ④ 情報収集系システム整備

- ⑤ 意思決定支援系システム整備
- ⑥ 情報伝達系システム整備
- ⑦ 防災情報ネットワークシステム整備
- ⑧ 災害復旧・復興支援システム整備
- ⑨ 業務運営体制
- ⑩ 運用保守
- ⑪ その他

(ウ) 見積費用

C) 受注候補者の決定

Aの審査を通過したBの評価点を最も高く獲得した者を受注者候補とし、次点の者を次点受注候補者とする。ただし、最も高い点を獲得した者が2以上ある場合は、選定委員会にて審議し、順位決定する。

(3) プレゼンテーションの実施要領

(ア) 1事業者につき、50分の持ち時間とする（説明35分、質疑15分）。ただし、提案者の数によっては変動することがある。詳細な時間は別途通知する。

(イ) プレゼンテーションは、提案書等の内容について行うこと。提案書等以外の内容は評価の対象としない。

(ウ) プレゼンテーション当日は業務に携わる責任者が必ず出席し、入室は6名以内とする。

(エ) プレゼンテーションの実施日

日時：令和2年2月12日（水）（予定）

※場所、時間等については文書または電子メールにて別途通知

(オ) 使用機材等について

プレゼンテーションの実施に当たり使用する機材は全て提案者が用意すること。ただし、プロジェクター、スクリーン、電源コードリールについては、市で用意するものを使用して構わない。

(4) 審査結果の通知

(ア) 選定委員の審査後、全応募者に対し1週間以内に通知する。ただし、審査結果については、異議の申し立ては受け付けない。

(イ) 受注候補者に選定された者は、速やかに本市と契約交渉にあたること。

(5) 優先交渉権者・次点交渉権者

優先交渉権選定通知を受領した者は、仕様・価格等について本市と協議の上、速やかに本市と契約手続し、受託者となること。優先交渉権者との協議が整わない場合は、本市は次点交渉権者と協議を行うこととする。

7. 参加の辞退

提案参加申込後にやむを得ず参加を辞退する場合、または、提案書を提出しなかった場合は、「参加辞退届」（様式6）を提出すること。提出にあたっては次の点に留意すること。

(1) 持参又は郵送によるものとし、プレゼンテーション審査前日までに提出すること。

(2) 持参の場合は土、日、祝日を除く9：00～17：00までに提出すること。

8. その他の留意事項

- (1) 本提案に係る全ての費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出を認めない。
- (3) 提案書等として提出された全ての資料は、受注候補者の選定以外には使用しない。また、返却も行わない。
- (4) 提案書は選定を行うための事務作業に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (5) 提出された提案書等を受領した後の提案者による加筆及び修正は原則認めない。
- (6) 当該提案書作成時において入手した市独自の情報、個人情報等は適正に管理し、情報漏洩及び不正使用がないこと。
- (7) 次のいずれかに該当する応募は無効とする。
 - ① 提案者の提出方法、提出先及び期限等示された条件に適合していない場合
 - ② 提案者に虚偽の記載がある場合
 - ③ その他選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合
- (8) 参加表明が1者の場合は、その提案内容等を選定委員で審査し、本業務を委託可能と判断した場合のみ契約交渉権を与える。

9. スケジュール一覧

	項目	日程
1	募集要項の公開・掲示	令和2年1月6日（月）から 令和2年1月14日（火）まで
2	プロポーザル参加申込受付	令和2年1月6日（月）から 令和2年1月14日（火）まで
3	募集要項等に関する質問受付	令和2年1月6日（月）から 令和2年1月14日（火）まで
4	募集要項等に関する質問回答	質問受付後、プロポーザル参加表明書（様式1）にて申込のあった、全応募者に対し速やかに回答
5	企画提案書受付期限	令和2年1月6日（月）から 令和2年1月24日（金）12:00まで
6	プレゼンテーション審査	令和2年2月12日（水）予定
7	審査結果の通知	選定後1週間以内に文書にて通知

10. 事務局

本公募に係る事務局は以下の通りとする。

（事務局）

〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里186番地

宮古島市役所 総務部 防災危機管理課（担当：仲地 一政）

電話：0980-72-3751

FAX：0980-73-1645

E-mail：bousai-miyako@city.miyakojima.lg.jp